

第3回農業委員会総会議事録

- _____

	【開会時刻 10 時 00 分】
議 長	ただいまから、野辺地町農業委員会、第3回総会を開会いたします。 本日の出席委員数は7名です。定足数に達しておりますので、本会議は成立いたします。 本日の付議案件は議案が4件、報告3件となっております。 事務局に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 議事録署名者は議長の指名で差し支えありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、5番 田村 委員と、8番 魚住 委員にお願いします。 議事に入ります。 「議案第2号 青年等就農計画の認定に係る意見について」を議題といたします。事務局の説明をもとめます。
事務局	議案書1ページをお開き願います。 議案第2号 青年等就農計画の認定に係る意見について説明いたします。 野辺地町長より農業経営基盤強化促進法に基づく青年等就農計画の認定審査にあたり、意見聴取の依頼がありました。 計画の説明につきまして、野辺地町産業振興課担当者から説明がありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。それでは、説明をお願いいたします。
産 業 振 興 課 沢 田	【議案書をもとに説明】 それでは議案第2号について、御審議願います。ご意見等ございませんか。 (なし) 議案第2号についてご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案2号については意見なしとして町へ回答いたします。次に議案第3号 最適化活動の目標の設定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
委 員	
議 長	議案書3ページをお開き願います。
委 員	議案第3号最適化活動の目標について、令和5年度の目標を設定するため審議するものであります。
議 長	英数字1、農業委員会の状況についてですが、令和5年4月1日現在の状況について記載しております。主に直近の農林業センサス等の数字を記載しております。
事務局	議案書4ページをお開き願います。英数字2の1、最適化活動の成果目標についてですが、(1)農地の集積、(2)遊休農地の解消、議案書5ページに移りまして(3)新規参入の促進についてそれぞれ現状及び課題と目標を定めております。

	続きまして、議案書５ページの真ん中付近にあります、２最適化活動の活動目標についてですが（１）推進委員等が最適化活動を行う日数目標、（２）活動強化月間の設定目標、（３）新規参入相談会への参加目標を定めております。 議案第３号の説明は以上です。
議 長	それでは議案第３号について、御審議願います。ご意見等ございませんか。
４ 番	農業委員数の中で一番下の中立委員１名とありますが、どういう方がやるんですか。
事務局	今回の農業委員会の中でいうと高田会長ということで報告しております。
４ 番	わかりました。
議 長	議案第３号について、原案のとおり決定することでご異議ございませんか。
委 員	（ 異議なし ）
議 長	異議ないものと認め、議案第３号については原案のとおり決定することといたします。 次に、議案第４号 令和５年度農作業労働賃金等標準額の設定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	議案書６ページをお開き願います。 議案第４号 令和５年度農作業労働賃金等の標準額の設定について、審議を求めるものであります。 今回の標準額設定案は、農作業労働賃金について、令和４年度は１時間当たり８２２円でしたが、青森県最低賃金にあわせて１時間当たりを８５３円とし、農業機械利用料については、改正せず据え置くというものであります。 以上で議案第４号の説明を終わります。
議 長	それでは議案第５号について、御審議願います。ご意見ございませんか。
委 員	（ なし ）
議 長	議案第５号について、原案のとおり決定することでご異議ございませんか。
委 員	（ 異議なし ）
	異議ないものと認め、議案第５号については原案のとおり決定いたします。 次に、議案第５号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	議案書７ページをお開き願います。 【議案書等をもとに説明】
会 長	それでは議案第５号について、御審議願います。御意見等ございませんか。

委 員	(なし)
会 長	議案第 5 号について、御異議ございませんか。
委 員	(異議なし)
会 長	異議ないものと認め、議案第 5 号については意見なしとして町へ回答いたします。 次に、報告第 3 号 農地法第 3 条の 3 (相続による権利移動)」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書 8 ページをお開き願います。 【議案書をもとに説明】
会 長	それでは報告第 3 号について、御意見等ございませんか。
委 員	(なし)
会 長	次に、報告第 4 号 農地の転用事実に関する照会についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	議案書 11 ページをお開き願います。 【議案書をもとに説明】
会 長	それでは報告第 4 号について、御意見等ございませんか。
委 員	(なし)
会 長	次に、報告第 5 号 農業委員会職員の任免についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	議案書 12 ページをお開き願います。 報告第 5 号 農業委員会職員の任免について、農業委員会等に関する法律第 26 条第 3 講の規定により、本委員会に関わる職員の任免を行うものであります。 1 野辺地町から併任させる職員 事務局長補佐 上野優 2 野辺地町へ出向させる職員 総括主査 武田麻衣子 3 野辺地町へ併任させる職員 総括主査 黒澤晋一となります。 報告第 5 号については以上です。
会 長	それでは、報告第 5 号について、御意見等ございませんか。
委 員	(なし)
会 長	質問も無いようですので、これをもちまして本日の議事を終了いたします。
【閉会時刻 10 時 15 分】	

